

# MONEY FOR PRESIDENT

## 高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー  
高橋 学



51歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

## 消費税の転嫁と下請法

### 目的は下請事業者の利益保護

こんにちは、高橋学です。毎日、暑い日が続きますね。さて10月から、消費税率が8%から10%に引き上げられます。先月は中小企業が取引先に商品などを納入する際の「減額」や「買いたたき」などを禁じ、消費税の転嫁(消費税分の上乗せ)を円滑に進める法律として「消費税転嫁対策特別措置法」があることをご紹介しました。

この他にも、転嫁に関する“不当な圧力”から中小企業を守る法律として下請法があります。今回は、この法律について見ていきましょう。下請法は、親事業者による下請事業者への「優越的地位の濫用」を防ぐことを目的に作られた法律です。取引の上下関係を、図表1の「資本金3億円超→同3億円以下」など資本金額で定義し、「受領拒否(注文した物品などの受領を拒む)」「下請代金の支払遅延(下請代金を定められた期日までに支払わない)」など、親事業者がしてはならない行為が定められています(図表2参照)。

### 違反事業者は社名の公表も

では、消費税の転嫁について、下請法ではどのような行為が問題となるのでしょうか。図表3に、公正取引委員会によって違反行為とされる具体的な事例の一部を示しました。親事業者による下請事業者への「受領拒否」「不当返品」「割引困難な手形の交付」が取り上げられていますが、この他にも「下請代金の支払遅延」として、「消費税率引き上げ以後の課税仕入分として税額控除の対象となるようにするため、消費税率引き上げ前に納入されたものを消費税率引き上げ以後に納入されたものとして取り扱うことにより、下請代金を支払期日の経過後に支払うこと」なども問題事例となっています。

親事業者が下請法に違反した場合、違反行為の取りやめと原状回復が求められるとともに、再発防止などの措置を求める勧告の他、社名の公表が行われることもあります。自社が下請事業者となる取引だけでなく、親事業者となる取引でも十分に注意する必要があります。



■ 図表1 下請法の親事業者、下請事業者の定義

#### (1) 物品の製造・修理委託および政令で定める情報成果物・役務提供委託を行う場合

親事業者	下請事業者
資本金3億円超	資本金3億円以下 (個人を含む)
資本金1,000万円超 3億円以下	資本金1,000万円以下 (個人を含む)

#### (2) 情報成果物作成・役務提供委託を行う場合

\* 政令に定める業務を除くもの

親事業者	下請事業者
資本金5,000万円超	資本金5,000万円以下 (個人を含む)
資本金1,000万円超 5,000万円以下	資本金1,000万円以下 (個人を含む)

■ 図表2 親事業者の禁止行為 (一部抜粋)

- 受領拒否 ● 下請代金の支払遅延 ● 下請代金の減額 ● 返品
- 買いたたき ● 購入・利用強制 ● 報復措置 ● 割引困難な手形の交付
- 不当な給付内容の変更および不当なやり直し

■ 図表3 消費税転嫁で問題となる行為の例

受領拒否	消費税率引き上げ以後の課税仕入分として税額控除の対象となるようにするため、消費税率引き上げ前であった納期を引き上げ以後に変更すること。
不当返品	自己の取引先との間で消費税率引き上げ以後の単価交渉が難航し、取引先への納入が順調でないとして返品すること。
割引困難な手形の交付	下請代金の額について、消費税率引き上げ分を引き上げることを受け入れるが、その代わりに、割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。